

# 予算の要領の公表

宮 崎 県



## 令和5年度宮崎県一般会計予算

令和5年度宮崎県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 655,683,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 106,750,000
	1 県 民 税	33,558,095
	2 事 業 税	24,758,376
	3 地 方 消 費 税	21,408,059
	4 不 動 産 取 得 税	2,159,212
	5 県 た ば こ 税	1,351,975
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	399,252
	8 自 動 車 税	14,090,035
	9 鉱 区 税	7,548
	12 軽 油 引 取 税	8,697,024
	13 狩 猟 税	19,870
	14 産 業 廃 棄 物 税	300,554
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	56,945,632
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	56,945,632
3 地 方 譲 与 税		20,608,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,960,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	70,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	103,000
	6 自 動 車 重 量 譲 与 税	139,000
	7 森 林 環 境 譲 与 税	184,000

款	項	金額
	8 特別法人事業譲与税	18,152,000 <small>千円</small>
4 地方特例交付金		617,000
	1 地方特例交付金	617,000
5 地方交付税		189,051,000
	1 地方交付税	189,051,000
6 交通安全対策特別交付金		398,000
	1 交通安全対策特別交付金	398,000
7 分担金及び負担金		1,849,424
	1 分担金	102,045
	2 負担金	1,747,379
8 使用料及び手数料		9,390,093
	1 使用料	6,910,324
	2 手数料	27,270
	3 証紙収入	2,452,499
9 国庫支出金		124,118,645
	1 国庫負担金	42,117,336
	2 国庫補助金	80,886,538
	3 委託金	1,114,771
10 財産収入		972,020
	1 財産運用収入	653,276
	2 財産売却収入	318,744
11 寄附金		357,251

款	項	金額
	1 寄附金	千円 357,251
12 繰入金		36,381,006
	1 特別会計繰入金	773,295
	2 基金繰入金	35,607,711
14 諸収入		62,844,829
	1 延滞金、加算金及び過料等	55,686
	2 県預金利子	617
	3 貸付金元利収入	55,737,134
	4 受託事業収入	843,677
	5 収益事業収入	2,776,000
	7 雑入	3,431,715
15 県債		45,400,100
	1 県債	45,400,100
歳入合計		655,683,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1, 119, 639
	1 議 会 費	1, 119, 639
2 総 務 費		40, 376, 726
	1 総 務 管 理 費	14, 490, 123
	2 企 画 費	16, 907, 802
	3 徴 税 費	5, 086, 775
	4 市 町 村 振 興 費	1, 341, 053
	5 選 挙 費	457, 784
	6 防 災 費	1, 460, 456
	7 統 計 調 査 費	310, 936
	8 人 事 委 員 会 費	145, 507
	9 監 査 委 員 費	176, 290
	3 民 生 費	
1 社 会 福 祉 費		64, 879, 334
2 児 童 福 祉 費		29, 164, 239
3 生 活 保 護 費		3, 803, 447
4 災 害 救 助 費		378, 164
4 衛 生 費		53, 773, 397
	1 公 衆 衛 生 費	33, 966, 117
	2 環 境 衛 生 費	3, 186, 409

款	項	金額
	3 保 健 所 費	千円 1,769,653
	4 医 藥 費	14,851,218
5 勞 働 費		1,538,466
	1 勞 政 費	379,034
	2 職 業 訓 練 費	1,057,344
	4 勞 働 委 員 会 費	102,088
6 農 林 水 産 業 費		52,000,048
	1 農 業 費	13,941,656
	2 畜 産 業 費	8,451,433
	3 農 地 費	10,664,904
	4 林 業 費	14,613,430
	5 水 産 業 費	4,328,625
7 商 工 費		60,855,847
	1 商 業 費	56,543,249
	2 工 鉱 業 費	2,553,063
	3 観 光 費	1,759,535
8 土 木 費		58,211,570
	1 土 木 管 理 費	3,904,141
	2 道 路 橋 梁 費	32,449,629
	3 河 川 海 岸 費	12,922,794
	4 港 湾 費	3,637,641
	5 都 市 計 画 費	2,806,646



款	項	金額
	6 住 宅 費	千円 2,490,719
9 警 察 費		27,800,849
	1 警 察 管 理 費	24,205,199
	2 警 察 活 動 費	3,595,650
10 教 育 費		114,938,211
	1 教 育 総 務 費	22,794,752
	2 小 学 校 費	33,181,227
	3 中 学 校 費	21,931,286
	4 高 等 学 校 費	20,524,994
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,197,528
	6 社 会 教 育 費	2,448,357
	7 保 健 体 育 費	3,678,627
	8 大 学 費	1,181,440
11 災 害 復 旧 費		18,672,120
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,366,225
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	11,120,495
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	92,700
	4 県 有 施 設 災 害 復 旧 費	92,700
12 公 債 費		75,406,930
	1 公 債 費	75,406,930
13 諸 支 出 金		52,664,013
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	21,168,500

款	項	金 額
	3 利 子 割 交 付 金	千円 24,878
	4 配 当 割 交 付 金	327,679
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	256,730
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	28,565,654
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	279,477
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	100
	11 環 境 性 能 割 交 付 金	270,364
	12 法 人 事 業 税 交 付 金	1,770,631
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		655,683,000

第2表 債務負担行為		
追 加		
事 項	期 間	限 度 額
		千円
(みやざき文化振興課)		
県立芸術劇場大規模改修事業費（特定天井改修）	令和 5年度から 令和 6年度まで	480,210
県立芸術劇場大規模改修事業費（舞台設備改修）	令和 5年度から 令和 6年度まで	935,000
県立芸術劇場大規模改修事業費（コンサートピアノ改修）	令和 5年度から 令和 6年度まで	21,362
(国スポ・障スポ準備課)		
国民スポーツ大会事業費（競漕艇購入）	令和 5年度から 令和 6年度まで	37,000
県有スポーツ施設整備事業（陸上競技場投てき練習場整備工事等）	令和 5年度から 令和 6年度まで	664,349
県有スポーツ施設整備事業（体育館設備工事（2期））	令和 5年度から 令和 7年度まで	1,100,576
県有スポーツ施設整備事業（陸上競技場備品等整備）	令和 5年度から 令和 6年度まで	583,536
(総務課)		
公文書デジタル化推進事業	令和 5年度から 令和11年度まで	181,600
(財産総合管理課)		
日南総合庁舎空調設備改修工事	令和 5年度から 令和 6年度まで	75,267
(税務課)		
自動車税種別割納税通知書等印字・封入封緘委託料	令和 5年度から 令和 6年度まで	15,290
(危機管理課)		
災害支援物資拠点施設整備事業	令和 5年度から 令和 6年度まで	448,826
(消防保安課)		
防災救急ヘリコプター機体更新事業	令和 5年度から 令和 7年度まで	3,770,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
(医療政策課) 県西部圏域高度急性期医療機能強化事業	令和 5年度から 令和 7年度まで	1,568,850
(森林経営課) 令和5年度に日本政策金融公庫が宮崎県林業公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和 5年度から 令和25年度まで	借入額 215,520 利 率 年 2.5%以内 償還期限到来後10ヶ月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において 弁済していない元利金合計額並びに遅延損害金に相当する額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの 利率年11.0%に相当する利息
森林環境保全整備事業	令和 5年度から 令和 6年度まで	73,500
(商工政策課) 令和5年度設備貸与機関損失補償	令和 5年度から 令和12年度まで	125,000
令和5年度中小企業融資制度損失補償	令和 5年度から 令和21年度まで	100,000
(雇用労働政策課) 令和5年度離職者等再就職訓練事業	令和 5年度から 令和 7年度まで	55,713
(農業普及技術課) 令和5年度農業近代化資金利子補給	令和 5年度から 令和26年度まで	728,708
令和5年度災害資金、経済変動・伝染病等対策資金利子補給	令和 5年度から 令和11年度まで	5,938
令和5年度農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和 5年度から 令和21年度まで	24,707
(農業担い手対策課) 令和5年度に公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人宮崎県農業振興公社に担い手支援資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和 5年度から 令和26年度まで	借入額 240,000 利 率 無利子 最終償還期限に弁済していない元金及び遅延損害金に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
		千円
(農村整備課)		
県営経営体育成基盤整備事業（塩屋原地区）	令和 5年度から 令和 6年度まで	100,000
県営ため池等整備事業（中地区）	令和 5年度から 令和 6年度まで	40,000
県営湛水防除事業（正蓮寺地区）	令和 5年度から 令和 6年度まで	60,000
県営農業用河川工作物応急対策事業（大島地区）	令和 5年度から 令和 6年度まで	61,819
(水産政策課)		
令和 5年度漁業近代化資金利子補給	令和 5年度から 令和26年度まで	132,919
令和 5年度漁業経営維持安定資金利子補給	令和 5年度から 令和21年度まで	9,454
令和 5年度漁海況変動等対策資金利子補給	令和 5年度から 令和 6年度まで	1,500
(漁業管理課)		
水産基盤（漁港）整備事業	令和 5年度から 令和 6年度まで	340,000
(畜産振興課)		
令和 5年度に金融機関が公益社団法人宮崎県農業振興公社に公共畜産環境総合整備事業資金及び公共畜産基盤再編総合整備事業資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和 5年度から 令和 7年度まで	借入額 198,000 利 率 年 3.5%以内 最終償還期限に弁済していない元利金及び遅延損害金に相当する額
令和 5年度畜産特別資金融通事業利子補給	令和 5年度から 令和30年度まで	23,105
令和 5年度家畜疾病経営維持資金融通事業利子補給	令和 5年度から 令和12年度まで	11,100
(道路建設課)		
公共道路新設改良事業 一般県道学園木花台本郷北方線地域連携道路事業（（仮称）山下橋下部工）	令和 5年度から 令和 7年度まで	585,000
公共道路新設改良事業 一般県道木脇高岡線社会資本整備総合交付金事業（（仮称）宮王丸橋下部工）	令和 5年度から 令和 7年度まで	370,000

事 項	期 間	限 度 額
公共道路新設改良事業 国道 219号防災・安全交付金事業（（ 仮称）越野尾二之渡1号橋下部工）	令和 5年度から 令和 6年度まで	千円 180,000
公共道路新設改良事業 国道 388号防災・安全交付金事業（松 瀬工区）	令和 5年度から 令和 6年度まで	460,000
公共道路新設改良事業 国道 265号防災・安全交付金事業（十 根川工区）  （道路保全課）	令和 5年度から 令和 6年度まで	180,000
沿道修景美化推進対策事業	令和 5年度から 令和 6年度まで	685,700
公共道路維持事業 一般県道高鍋美々津線防災・安全交付 金事業（都南橋工区）	令和 5年度から 令和 6年度まで	330,000
地域総合メンテナンス事業	令和 5年度から 令和 6年度まで	1,180,785
県単道路維持事業  （河 川 課）	令和 5年度から 令和 6年度まで	700,000
ダム施設整備事業 松尾ダム ダムメンテナンス事業（放 流ゲート設備更新工事）	令和 5年度から 令和 7年度まで	240,000
公共河川事業 山田川大規模特定河川事業（寺橋仮橋 保守点検等業務）	令和 5年度から 令和 7年度まで	16,000
公共河川事業 耳川大規模特定河川事業（（仮称）福 瀬大橋P2工事）	令和 5年度から 令和 6年度まで	192,000
地域総合メンテナンス事業  （砂 防 課）	令和 5年度から 令和 6年度まで	85,529
地域総合メンテナンス事業  （港 湾 課）	令和 5年度から 令和 6年度まで	13,020
公共港湾建設事業 宮崎港社会資本整備総合交付金事業（ （仮称）緑道橋上部工）	令和 5年度から 令和 6年度まで	200,000

事 項	期 間	限 度 額
(財務福利課)		千円
県立学校仮設校舎設置事業	令和 5年度から 令和 6年度まで	18,150
(スポーツ振興課)		
練習環境整備事業 (自転車競技場大規模改修工事)	令和 5年度から 令和 6年度まで	855,341
練習環境整備事業 (ライフル射撃競技場大規模改修工事)	令和 5年度から 令和 6年度まで	236,368
(警察本部)		
運転者管理システム整備事業	令和 5年度から 令和11年度まで	967,548

一般会計

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎公舎等整備事業	2,686,800	証書借入 又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
山地治山事業	1,229,200			
林道事業	658,000			
農地防災事業	550,000			
土地改良事業	1,830,400			
漁港事業	700,200			
河川事業	2,057,000			
砂防事業	2,023,600			
港湾事業	995,200			
道路橋梁事業	9,106,600			
高速自動車国道建設事業	3,148,500			
臨時県道整備事業	571,500			
地域づくり関連道路整備事業	13,700			
公営住宅建設事業	734,100			
海岸保全河川事業	140,300			
海岸保全港湾事業	263,400			
海岸保全漁港事業	48,300			
街路事業	379,000			
公園事業	766,900			
空港整備対策事業	374,000			
自然災害防止事業	40,400			



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時河川等整備事業	千円 54,300		%	
高等学校整備事業	1,902,600			
社会教育施設整備事業	320,800			
交通安全施設整備事業	418,500			
警察施設整備事業	229,100			
緊急防災基盤整備事業	140,100			
災害復旧事業	4,423,400			
臨時財政対策債	2,973,000			
県有体育施設整備事業	6,621,200			
計	45,400,100			



## 令和5年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算

令和5年度宮崎県の開発事業特別資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,033千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 26
	1 財 産 運 用 収 入	26
12 繰 入 金		19,776
	1 特 別 会 計 繰 入 金	7,004
	2 基 金 繰 入 金	12,772
13 繰 越 金		231
	1 繰 越 金	231
歳 入 合 計		20,033

歳 出

款	項	金 額
2 総 務 費		千円 20,033
	2 企 画 費	20,033
歳 出 合 計		20,033

## 令和5年度宮崎県公債管理特別会計予算

令和5年度宮崎県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77,989,098千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 75,001,982
	3 一 般 会 計 繰 入 金	75,001,982
15 県 債		2,987,116
	1 県 債	2,987,116
歳 入 合 計		77,989,098

歳 出

款	項	金 額
2 総 務 費		千円 3,553,900
	1 総 務 管 理 費	3,553,900
12 公 債 費		74,435,198
	1 公 債 費	74,435,198
歳 出 合 計		77,989,098

## 令和5年度宮崎県国民健康保険特別会計予算

令和5年度宮崎県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 113,499,737千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
7 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 31,741,770
	2 負 担 金	31,741,770
9 国 庫 支 出 金		33,771,582
	1 国 庫 負 担 金	22,127,840
	2 国 庫 補 助 金	11,643,742
10 財 産 収 入		4,125
	1 財 産 運 用 収 入	4,125
12 繰 入 金		7,979,987
	2 基 金 繰 入 金	901,439
	3 一 般 会 計 繰 入 金	7,078,548
14 諸 収 入		40,002,273
	7 雑 入	40,002,273
歳 入 合 計		113,499,737

歳 出

款	項	金 額
3 民 生 費		千円 113,499,737
	1 社 会 福 祉 費	113,499,737
歳 出 合 計		113,499,737



## 令和5年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和5年度宮崎県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 302,067千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 1,805
	3 一 般 会 計 繰 入 金	1,805
13 繰 越 金		192,914
	1 繰 越 金	192,914
14 諸 収 入		107,348
	3 貸 付 金 元 利 収 入	88,047
	7 雑 入	19,301
歳 入 合 計		302,067

歳 出

款	項	金 額
3 民 生 費		千円 259,215
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	259,215
12 公 債 費		42,852
	1 公 債 費	42,852
歳 出 合 計		302,067

**令和5年度宮崎県山林基本財産特別会計予算**

令和5年度宮崎県の山林基本財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 125,317千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 100
	1 使 用 料	100
10 財 産 収 入		55,697
	1 財 産 運 用 収 入	1,530
	2 財 産 売 払 収 入	54,167
12 繰 入 金		68,000
	3 一 般 会 計 繰 入 金	68,000
14 諸 収 入		1,520
	2 県 預 金 利 子	10
	7 雑 入	1,510
歳 入 合 計		125,317

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 51,763
	4 林 業 費	51,763
12 公 債 費		73,554
	1 公 債 費	73,554
歳 出 合 計		125,317

## 令和5年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算

令和5年度宮崎県の拡大造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 208,832千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 186,408
	2 財 産 売 払 収 入	186,408
12 繰 入 金		7,000
	3 一 般 会 計 繰 入 金	7,000
14 諸 収 入		15,424
	2 県 預 金 利 子	100
	7 雑 入	15,324
歳 入 合 計		208,832

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 162,316
	4 林 業 費	162,316
12 公 債 費		46,516
	1 公 債 費	46,516
歳 出 合 計		208,832

## 令和5年度宮崎県林業改善資金特別会計予算

令和5年度宮崎県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 901,832千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
13 繰越金		千円 857,376
	1 繰越金	857,376
14 諸収入		44,456
	2 県預金利子	5
	3 貸付金元利収入	44,234
	7 雑入	217
歳入合計		901,832

歳 出

款	項	金 額
6 農林水産業費		千円 901,832
	4 林業費	901,832
歳出合計		901,832



## 令和5年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和5年度宮崎県の小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 686,688千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
13 繰越金		千円 208,127
	1 繰越金	208,127
14 諸収入		412,146
	3 貸付金元利収入	411,746
	7 雑入	400
15 県債		66,415
	1 県債	66,415
歳入合計		686,688

歳 出

款	項	金額
7 商工費		千円 470,711
	1 商業費	470,711
12 公債費		215,977
	1 公債費	215,977
歳出合計		686,688

第2表 地方債				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金 貸付金	千円 66,415	証書借入	% 0	起債の日から20年以内（据置3年以内）において元金均等に償還する。 償還財源は、当該貸付金に係る貸付先からの償還金又はその他の財源とする。 ただし、中小企業基盤整備機構との契約条件により繰上償還することができる。
計	66,415			。



## 令和5年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算

令和5年度宮崎県のえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,850千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 800
	3 一 般 会 計 繰 入 金	800
13 繰 越 金		4,050
	1 繰 越 金	4,050
歳 入 合 計		4,850

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 4,850
	3 観 光 費	4,850
歳 出 合 計		4,850

## 令和5年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算

令和5年度宮崎県の県営国民宿舎特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,435千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 198
	1 使 用 料	198
10 財 産 収 入		2,008
	1 財 産 運 用 収 入	2,008
12 繰 入 金		11,672
	3 一 般 会 計 繰 入 金	11,672
13 繰 越 金		20,557
	1 繰 越 金	20,557
歳 入 合 計		34,435

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 34,435
	3 観 光 費	34,435
歳 出 合 計		34,435



## 令和5年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和5年度宮崎県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 216,178千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 865
	3 一 般 会 計 繰 入 金	865
13 繰 越 金		176,255
	1 繰 越 金	176,255
14 諸 収 入		39,058
	2 県 預 金 利 子	10
	3 貸 付 金 元 利 収 入	39,048
歳 入 合 計		216,178

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 216,178
	5 水 産 業 費	216,178
歳 出 合 計		216,178

## 令和5年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算

令和5年度宮崎県の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 614,990千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 30,000
	2 財 産 売 払 収 入	30,000
12 繰 入 金		584,990
	3 一 般 会 計 繰 入 金	584,990
歳 入 合 計		614,990

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 614,990
	1 土 木 管 理 費	614,990
歳 出 合 計		614,990

## 令和5年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算

令和5年度宮崎県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,500,059千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 478,412
	1 使 用 料	478,412
12 繰 入 金		211,647
	3 一 般 会 計 繰 入 金	211,647
15 県 債		810,000
	1 県 債	810,000
歳 入 合 計		1,500,059

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 1,286,412
	4 港 湾 費	1,286,412
12 公 債 費		211,647
	1 公 債 費	211,647
14 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		1,500,059

第2表 地方債				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
細島港整備事業	千円 810,000	証書借入 又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
計	810,000			





## 令和5年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算

令和5年度宮崎県の県立学校実習事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 236,596千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 203,517
	2 財 産 売 払 収 入	203,517
13 繰 越 金		33,078
	1 繰 越 金	33,078
14 諸 収 入		1
	7 雑 入	1
歳 入 合 計		236,596

歳 出

款	項	金 額
10 教 育 費		千円 236,596
	4 高 等 学 校 費	236,596
歳 出 合 計		236,596

**令和5年度宮崎県育英資金特別会計予算**

令和5年度宮崎県の育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,449,753千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
13 繰 越 金		千円 3,395,031
	1 繰 越 金	3,395,031
14 諸 収 入		1,054,722
	3 貸 付 金 元 利 収 入	902,770
	7 雑 入	151,952
歳 入 合 計		4,449,753

歳 出

款	項	金 額
10 教 育 費		千円 4,449,753
	1 教 育 総 務 費	4,449,753
歳 出 合 計		4,449,753

## 令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算

（総 則）

第1条 令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 年間供給電力量           479,234,000kWh

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収           入	
<b>第1款 事業収益</b>	<b>5,046,110千円</b>
第1項 営業収益	4,717,865千円
第2項 附帯事業収益	83,235千円
第3項 財務収益	179,710千円
第4項 営業外収益	65,300千円
第5項 特別利益	0千円
支           出	
<b>第1款 事業費</b>	<b>7,200,671千円</b>
第1項 営業費用	6,675,016千円
第2項 附帯事業費用	73,349千円
第3項 財務費用	8,799千円
第4項 営業外費用	349,574千円
第5項 特別損失	43,933千円
第6項 予備費	50,000千円
<b>収    支    残</b>	<b>-2,154,561千円</b>

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額 4,460,782千円は、減債積立金 161,319千円、建設改良積立金 1,332,000千円、過年度分損益勘定留保資金 2,889,631千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額77,832千円で補てんするものとする。)

収 入	
<b>第1款 資本的収入</b>	<b>73,896千円</b>
第1項 工事負担金	3,079千円
第2項 貸付金返還金	69,967千円
第3項 補助金	850千円
支 出	
<b>第1款 資本的支出</b>	<b>4,534,678千円</b>
第1項 建設改良費	4,273,319千円
第2項 企業債償還金	161,319千円
第3項 雑支出	40千円
第4項 予備費	100,000千円
<b>収 支 残</b>	<b>-4,460,782千円</b>

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 事業費 (項) 営業費用

総額及び年割額

事業名 年度	綾第一発電所南機	総合監視制御シス	計
	水車発電機一部改 良及び精密点検工 事	テム無停電電源装 置更新ほか工事	
	千円	千円	千円
令和5年度	0	0	0
令和6年度	0	1,373	1,373
令和7年度	288,651	-	288,651
<b>計</b>	<b>288,651</b>	<b>1,373</b>	<b>290,024</b>

(2) (款) 事業費 (項) 附帯事業費用

総額及び年割額

事業名 年度	総合監視制御システム無停電電源装置更新ほか工事	計
	千円	千円
令和5年度	0	0
令和6年度	51	51
<b>計</b>	<b>51</b>	<b>51</b>

(3) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

総額及び年割額

事業名 年度	綾第一発電所南機水車発電機一部改良及び精密点検工事	総合監視制御システム無停電電源装置更新ほか工事	計
	千円	千円	千円
令和5年度	70,400	0	70,400
令和6年度	70,400	4,681	75,081
令和7年度	1,267,200	—	1,267,200
<b>計</b>	<b>1,408,000</b>	<b>4,681</b>	<b>1,412,681</b>

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 附帯事業費用
- (3) 財務費用

(4) 営業外費用

(5) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,091,754千円

(2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣



## 令和5年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算

（総 則）

第1条 令和5年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数                                   15社
- (2) 年間総給水量                                35,933,880<sup>m</sup><sub>3</sub>

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収                   入	
<b>第1款 事業収益</b>	<b>379,513千円</b>
第1項 営業収益	337,344千円
第2項 営業外収益	42,169千円
第3項 特別利益	0千円
支                   出	
<b>第1款 事業費</b>	<b>418,775千円</b>
第1項 営業費用	402,504千円
第2項 営業外費用	10,271千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	6,000千円
<b>収 支 残</b>	<b>－39,262千円</b>

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 133,397千円は、減債積立金 1,501千円、借入金償還積立金60,000千円、過年度分損益勘定留保資金67,844千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,052千円で補てんするものとする。）。

収 入	
<b>第1款 資 本 的 収 入</b>	<b>1,433千円</b>
第1項 補 助 金	1,433千円
支 出	
<b>第1款 資 本 的 支 出</b>	<b>134,830千円</b>
第1項 建 設 改 良 費	63,329千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,501千円
第3項 借 入 金 償 還 金	60,000千円
第4項 予 備 費	10,000千円
<b>収 支 残</b>	<b>-133,397千円</b>

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 事業費 (項) 営業費用

総額及び年割額

事業名 年度	総合監視制御システム無停電電源装置更新ほか工事	計
	千円	千円
令和5年度	0	0
令和6年度	95	95
<b>計</b>	<b>95</b>	<b>95</b>

(2) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

総額及び年割額

事業名 年度	総合監視制御システム無停電電源装置更新ほか工事	計
	千円	千円
令和5年度	0	0

令和6年度	1,013	1,013
<b>計</b>	<b>1,013</b>	<b>1,013</b>

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1）営業費用
- （2）営業外費用
- （3）特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- （1）職員給与費 67,542千円

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣



## 令和5年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算

（総 則）

第1条 令和5年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 年間施設利用者数            31,500人

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収                    入	
<b>第1款 事業収益</b>	<b>24,991千円</b>
第1項 営業収益	23,248千円
第2項 営業外収益	1,743千円
第3項 特別利益	0千円
支                    出	
<b>第1款 事業費</b>	<b>24,462千円</b>
第1項 営業費用	22,099千円
第2項 営業外費用	1,563千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	800千円
<b>収            支            残</b>	<b>529千円</b>

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,197千円は、過年度分損益勘定留保資金15,035千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 162千円で補てんするものとする。）。

収                    入	
<b>第1款 資本的収入</b>	<b>0千円</b>

支 出	
<b>第1款 資 本 的 支 出</b>	<b>15,197千円</b>
第1項 建 設 改 良 費	2,229千円
第2項 借 入 金 償 還 金	9,968千円
第3項 予 備 費	3,000千円
<b>収 支 残</b>	<b>-15,197千円</b>

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用
- (2) 営 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 913千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 令和5年度宮崎県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度宮崎県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |     |             |             |
|-----|-------------|-------------|
| (1) | 病 床 数       | 1,193床      |
| (2) | 年間患者数       |             |
|     | 入 院         | 340,746人    |
|     | 外 来         | 358,911人    |
| (3) | 一日平均患者数     |             |
|     | 入 院         | 931人        |
|     | 外 来         | 1,477人      |
| (4) | 主要な建設改良事業   |             |
|     | 県立宮崎病院解体他工事 | 1,398,938千円 |
|     | 医療器械等資産購入   | 2,008,909千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
<b>第1款 病院事業収益</b>	<b>42,492,671千円</b>
第1項 医 業 収 益	33,928,377千円
第2項 医 業 外 収 益	8,392,362千円
第3項 特 別 利 益	171,932千円
支 出	
<b>第1款 病院事業費用</b>	<b>44,957,010千円</b>
第1項 医 業 費 用	42,407,943千円
第2項 医 業 外 費 用	555,580千円
第3項 特 別 損 失	1,990,487千円

第4項 予備費	3,000千円
収支残	-2,464,339千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,544,605千円は、過年度分損益勘定留保資金 2,538,806千円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,799千円で補てんするものとする。）。

収 入	
<b>第1款 資本的収入</b>	<b>7,616,090千円</b>
第1項 企業債	4,949,600千円
第2項 一般会計負担金	2,666,490千円
第3項 補助金	0千円
支 出	
<b>第1款 資本的支出</b>	<b>10,160,695千円</b>
第1項 建設改良費	5,428,695千円
第2項 企業債償還金	4,695,000千円
第3項 投資	36,000千円
第4項 予備費	1,000千円
収支残	-2,544,605千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電子カルテシステム整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	千円 4,796,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良工事	千円 3,148,400	証書借入又は証券発行の方法による。発行価格が額面金額を下	% 9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。
資産購入	1,801,200	回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とする	入れる資金について利率の見直しを行った後において	ただし、都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができ。その他政府資金の融
計	4,949,600	ことができる。	は、当該見直し後の利率)	通を受けるときは、当該機関の定める条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれ

らの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 18,619,180千円

(2) 交際費 500千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、150,659千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、12,017,157千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
		式
医療器械	MR I装置	1
施設備品	ネットワーク機器	2

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣